

「運転免許証等更新連絡書等の通知業務の委託法人に係る公安委員会の認定基準」

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する見出しの公安委員会の認定基準については、次のとおりです。

第1 公安委員会の認定基準

- 1 運転免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次の(1)から(7)のいずれにも該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条の2の2第1項第9号、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第67条又は個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年愛知県条例第51号)附則第3項第2号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (4) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 心身の障害により委託業務を適正に行うことができない者
- 3 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織、能力及び経理的な基礎を有すること。
 - (1) 委託業務を行う主たる事務所が愛知県内に置かれていること。
 - (2) 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあり、かつ、職員を業務に専従させることができること。
 - (3) 当該業務を行うため、運転免許証等更新連絡書等の作成、発送、返送及び管理に必要な能力を有する者を必要な数以上を配置できること。
 - (4) 業務に従事する者に急な欠員、欠勤が生じた場合、その補填が確実にできるなど、通知業務の継続的な処理が可能な人員配置が確保できる適切な組織体制が整備されていること。
 - (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号及び第67条に規定する個人情報保護のための必要な措置、漏えい防止等の適切な管理ができること。
 - (6) 法人税、消費税等及び県税並びに社会保険料（健康保険（政府が保険者であるものに限る。）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険にかかる保険料）を滞納していないことなど、経営の健全性が確保されていること。

第2 事前提出書類

- 1 第1の1関係
定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類

2 第1の2及び第1の3の(2)関係

(1) 役員及び従事者名簿（様式第1）

ただし、役員については次のア及びイの書類を添付すること。

ア 身分証明書、身元証明書等（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明するもの）

イ 現住所を表記する公的書面の写し

例 住民票、運転免許証等

(2) 代表者の誓約書（様式第2）

(3) 従事者の事務分掌表

3 第1の3の(3)関係

(1) 履歴書

(2) 運転免許証の写し又は第1の3の(3)を充足していることを示す書類若しくはその写し

4 第1の3の(5)関係

個人情報の保護、漏えい防止について定めている社内規則等の写し

5 第1の3の(6)関係

(1) 法人税、地方税、消費税等及び社会保険料を納付していることを証明する書類の写し

(2) 財務諸表（前年度の収入が記載されているもの）又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書）の写し

(3) 愛知県が発行する「入札参加資格・審査状況確認書」の写し

6 提出書類の措置

提出した書類は、返還しない。

第3 業務説明等

第2関係の事前提出書類の受付及び提出期限、当該業務内容等は、当該業務の入札公告による。

第4 問い合わせ先

愛知県警察本部交通部運転免許課 運転者講習係

電話番号 052(951)1611 内線 781-261・262

様式第 1

役員及び従事者名簿

(ふりがな) 法 人 名 称				
所 在 地				
番 号	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	役職等
1		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 続紙は、法人名称及び所在地の記載を必要としない。

3 氏名の記載は、法人役員から従事者の順、かつアイウエオ順とする。

4 役職等の欄は、法人役員は役職名を記載する。

誓約書

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次の 1 から 7 のいずれにも該当する者がいないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条の 2 の 2 第 1 項第 9 号、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第67条又は個人情報保護に関する法律施行条例(令和 4 年愛知県条例第51号)附則第 3 項第 2 号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第 3 条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第12条若しくは第12条の 6 の規定による命令又は同法第12条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しない者
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 心身の障害により委託業務を適正に行うことができない者

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（法人名称）

（代表者氏名）

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 代表者氏名は、署名若しくは記名押印により記載すること。